

消費税増税に伴う使用料・手数料の改定について

平成 31 (2019) 年 10 月 1 日に消費税率が 8 %から 10%へ引き上げられます。このため、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料等の改定に伴う関係条例案を 6 月議会に提案する予定です。

- ① 前回の使用料・手数料の見直しは、平成 28 年度に行い、関係条例を平成 28 年 9 月議会に提出（施行日は平成 29 年 4 月 1 日）
- ② 平成 28 年度の見直しにおいて、原則、「消費税率の変更があった場合は、4 年に一度の使用料・手数料等の見直しとは別に、速やかに使用料・手数料に転嫁する。」ことを決定している。
- ③ 今回の改正においては、この原則に則り、税抜き額に消費税相当分を加算した額が現行の使用料等に比して増額となる場合のみ額の改正をするもの。